

(S B I R推進プログラム)

## 2024年度「S B I R推進プログラム」(一気通貫型)

### 公募要領

2024年4月30日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部

**【公募受付期間】**

2024年4月30日(火)～2024年5月31日(金) 正午 アップロード完了

**【提出先および提出方法】**

- 2024年度「S B I R推進プログラム」(一気通貫型)公募の応募受付フォームから、必要情報の入力と提出書類(「5.提出書類および提出期限と提出方法(4)提案に必要な書類等の作成」参照)のアップロードを行ってください。

<応募受付フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/i6zgg3ui4b88>

- 他の提出方法(持参・郵送・FAX・電子メール等)は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

**【留意事項】**

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

**【ご注意】 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録について**

本事業への提案には、予め、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ所属研究機関及び研究代表者の登録を行うと共に、応募情報の申請及び応募内容提案書の提出が必要です。

上記登録手続きは2週間以上かかる場合があるので、余裕をもって実施してください。複数の事業者で提案する場合には、提案者及びその他の提案者について、共同提案の場合は、代表提案者が登録を行ってください。その他の提案者や共同研究先については、機関毎に研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。

詳細については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。また、不明な箇所がある場合には、e-Rad ヘルプデスクまでお問い合わせください。

- ◆ e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>
- ◆ e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日共に 0:00～24:00  
(国民の祝日及び年末年始も、利用可能です。ただし、サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- ◆ e-Rad ヘルプデスク：Tel:0570-057-060  
(平日 9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く。)

<重要>

上記の e-Rad による申請をしない場合、提案を受理できませんのでご注意ください。

# 目次

1. 件名 .....	6
2. 事業の概要 .....	6
(1)背景 .....	6
(2)目的 .....	7
(3)事業の内容 .....	7
(4)事業期間.....	8
(5)事業規模.....	8
(6)事業スキーム図.....	8
(7)交付規定、実施体制について .....	9
(8)本事業の助成対象費用について .....	9
3. 応募の要件 .....	9
(1)対象事業者の要件 .....	9
(2)対象となる研究開発課題 .....	1 1
(3)助成対象費用 .....	1 2
(4)助成率、事業形態及び助成金の額.....	1 2
4. 応募にあたっての留意事項.....	1 3
(1)本事業における重複応募の排除 .....	1 3
(2)提案に関する補足 .....	1 3
5. 提出書類および提出期限と提出方法 .....	1 4
(1)提出期限.....	1 4
(2)提出先 .....	1 4
(3)提出方法.....	1 4
(4)提案に必要な書類等の作成.....	1 6
(5)提出にあたっての留意事項.....	1 7
(6)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録 .....	1 8
6. 秘密の保持 .....	2 0
(1)提出物の管理 .....	2 0
(2)情報の取扱い .....	2 0
7. 助成先の選定について .....	2 0
(1)審査の方法について .....	2 0
(2)事前審査の審査基準について .....	2 1
(3)本審査（NEDO 契約・助成審査委員会）の審査基準について .....	2 1
(4)採択結果の通知および公表等について .....	2 2
(5)スケジュール .....	2 2
8. 対象費用の詳細 .....	2 3
(1)機械装置等費 .....	2 3
(2)労務費 .....	2 3
(3)その他経費 .....	2 3
(4)間接経費.....	2 4
(5)共同研究費 .....	2 4
9. 費用計上における留意事項.....	2 5
(1)経費計上の留意事項 .....	2 5
(2)助成事業の事務処理について .....	2 6

<b>10. その他の留意事項</b> .....	26
(1)助成金の支払いについて .....	26
(2)事業期間中の研究開発成果品の取り扱いについて .....	27
(3) 追跡調査・評価.....	27
(4)「国民との科学・技術対話」への対応 .....	28
(5)本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて .....	29
(6)公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応 .....	29
(7)研究活動の不正行為への対応.....	30
(8)「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除.....	32
(9)大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動 .....	34
(10)安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処).....	34
(11)産業財産権等の届出 .....	35
(12)事業化状況報告書 .....	35
(13)主任研究者の研究経歴書の記入 .....	35
(14)成果の公表について .....	35
(15)取得財産の管理.....	36
(16)データマネジメント .....	37
(17)ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 .....	37
(18)特許出願の非公開に関する制度の留意点.....	37
<b>11. S B I R制度による支援措置について</b> .....	38
<b>12. 問い合わせ先</b> .....	38

## 2024年度「S B I R推進プログラム」(一気通貫型)に係る公募について

2024年4月30日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(以下「活性化法」という。2023年4月1日改正法施行)第34条の11第1項及び第2項の規定によって定められた指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、S B I R推進プログラムの助成事業について、研究開発を行う事業者を民間企業等から以下の要領で募集します。

なお、政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

### 1. 件名

2024年度「S B I R推進プログラム」(一気通貫型)

### 2. 事業の概要

#### (1)背景

本事業は、活性化法第34条の11第1項及び第2項の規定によって定められた、指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、多様化する社会課題の解決に貢献する研究開発型スタートアップ等<sup>(※1)</sup>の研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的として、内閣府が司令塔となって、省庁横断的に実施する「S B I R(Small/Startup Business Innovation Research)制度(日本版S B I R制度)」の一翼を担うものです。

---

(※1)活性化法第2条第14項に規定する中小企業者又は事業を営んでいない個人(研究者等)であって研究開発成果の事業化を目指すもののうち、その研究開発が革新的であると認められるもの。

(2)目的

本事業は、第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月26日閣議決定）、「未来投資戦略2018」（2018年6月閣議決定）、成長戦略実行計画（2020年7月閣議決定）」等の政策に基づき、内閣府ガバナリングボードにより決定された研究開発課題に取り組む研究開発型スタートアップ等が実施する研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的とします。

(3)事業の内容

本事業では、年度毎に、国の設定する研究開発課題について、以下のフェーズ1及びフェーズ2で事業化に向けて取り組む研究開発に対して助成します。

一気通貫型である本公募においては、フェーズ1およびフェーズ2について公募を行います（ただし、研究開発課題1.はフェーズ2のみ、3.はフェーズ1のみとなります）。

	フェーズ1	フェーズ2
応募者像	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象となる研究開発課題を解決するための明確な構想を持ち、自社の技術シーズを発展させ、事業化に取り組もうとするスタートアップ等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ フェーズ1の成果等を前提とした実用化開発を行い、事業化を実現することにより政策課題を解決しようとするスタートアップ等。</li> </ul>
取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象となる研究開発課題の解決に資する技術シーズを有するスタートアップ等が、事業化に向けて必要となる基盤研究のための概念実証(POC) (※2)及び実現可能性調査(FS) (※3)を実施する。</li> <li>▶ POC 及び FS を通じて有望な事業化計画書(ビジネスモデル、収益計画、VC 調達計画等を含む)を練り上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象となる研究開発課題の解決に資する技術シーズを有し、POC・FSを完了しているスタートアップ等が、事業化に向けた研究開発を実施する。</li> </ul>
ゴール	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ POC 及び FS を通じた事業化に必要な技術的課題が明確となり、かつその一部について明確な進展があること。</li> <li>▶ 有望な事業化計画書が策定できていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業化に必要な技術的課題の大部分が解決している、或いは目途が立っていること。</li> <li>▶ 事業化に向けた具体的な体制が構築できている、或いは目途が立っていること（フェーズ2終了から5年以内の事業化を目指す）。</li> </ul>

(※2)「概念実証(POC: Proof of Concept)」とは、技術シーズの原理確認又は市場でのニーズ確認の実証を行います。

(※3)「実現可能性調査(FS: Feasibility Study)」とは、新製品や新事業に関する実行可能性や実現可能性を検証するための調査です。具体的には、科学的・技術的メリットの具体化と、研究開発の実施、技術動向調査、市場調査、ビジネスプランの作成等を行って、事業の実現可能性の目途を付けることです。

本事業において事業化とは、事業終了後に生産・販売等を開始することにより継続的に売上げが発生することを指します。

また、本事業では、優れた研究開発課題を継続的に支援することを目的に、ステージゲート審査を活用して次フェーズへの移行の可否を判断する段階的な審査方法を導入しています。具体的には、フェーズ1に採択された場合、フェーズ1の事業終了時にNEDOによるフェーズ2へのステージゲート審査を行い、フェーズ2へ移行することが可能となります。

なお、NEDOによるステージゲート審査を通過して次フェーズに移行した場合は、継続した事業を実施する観点から、次フェーズへ移行した後の研究開発においても、原則として採択年度の公募要領が適用されます。

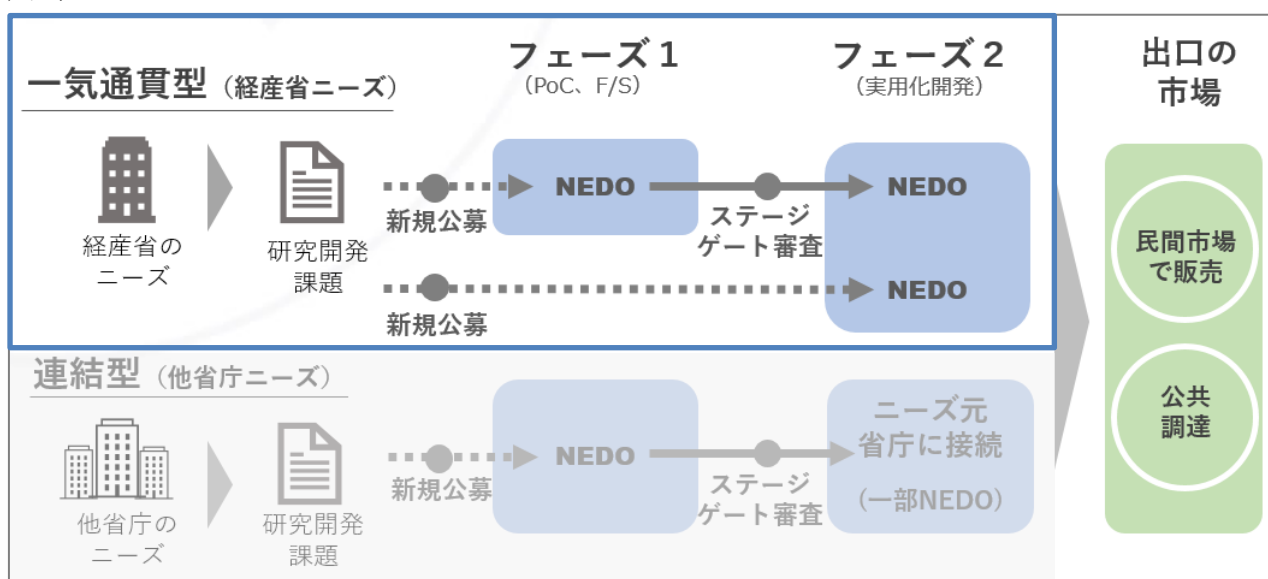
#### (4)事業期間

対象フェーズ	フェーズ1	フェーズ2
事業期間	1年以内	2年以内

#### (5)事業規模

	フェーズ1	フェーズ2
助成対象費用	2,000万円以内	1.5億円以内
NEDO助成率	定額助成	2/3以内
助成金の額	原則として、 1テーマあたり2,000万円以内	原則として、 1テーマあたり1億円以内

#### (6)事業スキーム図





### (7)交付規定、実施体制について

本助成事業は、NEDO が別途定める「S B I R制度助成金交付規程」に沿って実施します。本公募要領と合わせてNEDO ホームページよりご確認ください。

NEDO が選定する企業等（以下「助成先」という。）が、「S B I R制度助成金交付規程」に従い、交付申請書の記載事項に基づいて実施します。

なお、採択された事業者は「S B I R制度助成金交付規程」に基づき、交付申請書を作成していただきます。

1 者もしくは複数者での体制で、事業を実施していただくことが可能です。複数者の体制で提案する場合、これを共同提案といいます。1 者での体制における当該提案者、及び、複数者での体制において代表となる提案者を、代表提案者とします。また、複数者での体制における、代表提案者以外の提案者を、共同提案者といたします。代表提案者及び全ての共同提案者は、「3. 応募の要件」の要件を満たし、提案時に各提案者間の役割分担を明確にする必要があります。

なお、申請する費用は、原則として、代表となる者の費用が、全体の対象費用の 50%以上とする必要があります。

### (8)本事業の助成対象費用について

本事業の助成対象となる費用は、本事業で実施される研究開発に直接必要な費用のうち、本事業のためだけに使用する機械装置等費、労務費、その他経費、間接費及び共同研究費です。本事業以外の事業でも使用するものは、対象外です。詳細は、「8.対象費用の詳細」を参照してください。

## 3. 応募の要件

### (1)対象事業者の要件

提案者（代表提案者及び共同提案者）は、次の①～⑧の要件を満たすことが必要です。

- ① 日本に登記されている中小企業等であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。（ここでいう中小企業等は、以下⑥に示す「中小企業者」又は「中小企業としての組合等<sup>(※4)</sup>」を指し、財団法人、社団法人、NPO 法人を含まない。）

なお、「中小企業としての組合等」の場合は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

ア. 技術研究組合の場合は、直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者であること。

イ. 組合として事業遂行能力を有すること。

ウ. 研究者が 1 人以上かつ組合従業員の 10%以上又は試験研究費等が事業費の 3%以上であること

- ② 原則設立 15 年以内の革新的な研究開発を行うスタートアップ等であること。ただし、技術の態様や調達ニーズ等に応じて、個別に対応することがあります。
- ③ 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ④ 助成事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の資金調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ⑤ 助成事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

- ⑥ 活性化法第2条第14項等に定められている以下の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業であって、みなし大企業に該当しないもの、且つ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。

主たる事業として営んでいる業種 * a	資本金基準 (資本の額または 出資の総額) * b	従業員基準 (常時使用する従 業員の数) * c
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

\* a 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

\* b 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

\* c 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

なお、本事業において、みなし大企業とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものを指します。

- ア. 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業<sup>(※5)</sup>の所有に属している企業
  - イ. 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業<sup>(※5)</sup>の所有に属している企業
  - ウ. 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業
  - エ. 連結決算ベースで上表の「資本金基準」及び「従業員基準」の双方を満たさない法人
  - オ. 大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社又は孫会社
- ⑦ 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

(※4) 「中小企業としての組合等」とは、以下イ、ロ. のいずれかに該当する組合等を指します。

イ 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が⑥の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの。

ロ 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

(※5) 本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。

(2)対象となる研究開発課題

本公募の対象は、以下に記載した研究開発課題の解決に資する研究開発とします。

提案にあたっては、「別紙；S B I R推進プログラム公募 一気通貫型 研究開発課題詳細」の政策課題、研究開発内容、備考等を必ず確認の上、その内容に沿った提案をし、提案書に研究開発課題の番号を記載してください。

また、「別紙；S B I R推進プログラム公募 一気通貫型 研究開発課題詳細」に、各課題の政策課題等を示しています。これらは特に重点項目として早期の取り組みが求められるものとなります。

なお、研究開発課題により公募対象フェーズが異なる場合がありますので、ご注意ください。

研究 開発 課題 番号	課題設定元 (経産省内)	公募対象 フェーズ		研究開発課題名
		1	2	
1	ロボット政策室	—	○	食品製造分野での自動化を実現するロボティクス技術の開発
2	産業構造課	○	○	市町村が被災状況を把握するための技術の開発
3	金属課	○	—	アルミリサイクルプロセスの効率化・高度化に資する技術開発
4	素形材産業室	○	○	高生産性を実現する新方式による金属積層造形技術の開発
5	素形材産業室	○	○	素形材産業の製造現場における目視検査等の自動化技術の開発
6	宇宙産業室	○	○	民間宇宙活動で推進する産業発展及び国際競争力強化に資する技術開発
7	医療・福祉機器 産業室	○	○	高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器の開発

(3)助成対象費用

助成の対象となる費用は、S B I R制度助成金交付規程第 6 条に示すとおりです。詳細は、「8. 対象費用の詳細」をご確認下さい。

(4)助成率、事業形態及び助成金の額

	フェーズ 1	フェーズ 2
NEDO 助成率	定額助成	2/3 以内
事業形態	助成	助成
助成金の額	原則として、 1 テーマあたり 2,000 万円以内	原則として、 1 テーマあたり 1 億円以内

(助成金額は、審査の結果を踏まえ提案書記載額等から減額することがあります。)

## 4. 応募にあたっての留意事項

### (1) 本事業における重複応募の排除

- ① 同一のテーマで、同時に複数フェーズへ提案することはできません。また、同一提案者が複数のテーマで提案をすることは可能ですが、その提案における成果物が、同一の研究開発課題を解決する他の提案と組み合わせられて最終成果物となる場合、総合的に判断し、提案を受理しないか、もしくは提案内容の変更をお願いする場合があります。
- ② 採択に至った場合でも助成金の交付額は、審査の結果及び予算の制約等により提案額から減額することがあります。

### (2) 提案に関する補足

- ① 本事業で共同研究とは、助成先が事業の一部を第三者と共同で実施するものであり、事業の一部、または全部を一括して委託することは認めていません。また、本事業で実施体制に加えることのできる共同研究先は、国内の学術機関等及び一般財団法人、一般社団法人に限り（学術機関等とは、国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、ならびに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人およびこれらに準ずる機関<sup>(※6)</sup>をいいます）。実施に当たっての基本的な考え方、留意点などは、「2024年度版 課題設定型産業技術開発助成事業 事務処理マニュアル VIII.委託費・共同研究費」をご確認ください（[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)）。
- ② 本事業では、採択事業者が抱える様々な課題を解決するため、事業期間中、必要に応じて、技術、知的財産、経営等を専門とするアドバイザー等と連携し、事業化支援を行います。また、課題設定元を交えた進捗報告会を実施します。
- ③ 上記 3.（1）の要件を満たす者を提案者として本事業の対象とします。共同提案者も同様です。複数者で提案する場合、提案書において、研究開発及び事業化におけるそれぞれの役割分担等を明確に記述してください。

---

(※6) これらに準ずる機関とは、公益法人等の公的性格を有する機関であり、かつ、定款に事業として「研究」を含むものであって NEDO が認めるものを指します。

## 5. 提出書類および提出期限と提出方法

本公募要領に従って提案書類を作成し、公募期間（2024年4月30日（火）～2024年5月31日（金）正午まで）内に、指定された2024年度「S B I R推進プログラム」（一気通貫型）公募の応募受付フォーム（以下、応募受付フォーム）に、(3)提出方法に記載の【入力項目】を記入いただくとともに提出書類のアップロードを完了してください。

持参、郵便、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

### (1)提出期限

#### 提出期限：2024年5月31日（金）正午までにアップロード完了

提出期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効となります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、所定の提案書様式に従って記入してください。

### (2)提出先

以下の応募受付フォームに必要事項を記載し、提出書類をアップロードしてください。

<応募受付フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/i6zgg3ui4b88>

### (3)提出方法

(2)提出先<応募受付フォーム>より、以下の①～⑫を入力し⑬をアップロードしてください。⑬にアップロードするファイルは、「(4) 提案に必要な書類等の作成 ①提出書類」に記載された資料を、指定されたファイル形式で一つのzip ファイルにまとめてください。ファイル名は半角英数字とし、ファイル（PDF、zip等）にパスワードを付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出の場合、全ての資料を提出してください。

提案書を受理した際には、代表法人連絡担当者宛に提案資料受理メールを送付します。

なお、共同提案の場合、応募受付フォームは代表提案者がまとめて入力してください。

#### 【入力項目】

- ① 研究開発課題番号（1～7.のいずれか）
- ② 事業の名称（※）
- ③ 代表法人名称（※）
- ④ 代表法人研究開発責任者
- ⑤ 共同提案法人名、及び、共同提案法人研究開発責任者
- ⑥ 事業概要（※）
- ⑦ 利害関係者（該当なしの場合は「なし」を選択、該当ありの場合、「あり」を選択し、該当する委員名を記載してください）（※）
- ⑧ 代表法人連絡担当者氏名（姓と名の間スペース必要）
- ⑨ 代表法人連絡担当者役職名
- ⑩ 代表法人連絡担当者所属部署

- ⑪ 代表法人連絡担当者電話番号（ハイフン（-）不要）
- ⑫ 代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑬ 提出書類（「5. 提出書類および提出期限と提出方法 （4）提案に必要な書類等の作成」に記載の資料をアップロードしてください。＜最大100MBまで＞）

（※）利害関係の確認について

NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では、公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。

その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っていますが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることと致しております。

そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDO から②事業の名称、③代表法人名称（提案者名）、⑥事業概要を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうかの判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを、問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。

また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者と考えられる方がおられる場合には、⑦利害関係者に該当委員名を記載してください。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がありますので、御協力をお願いいたします。

共同研究先が大学や公的研究機関の場合は、主任研究者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

（記載例）〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇〇〇

(4)提案に必要な書類等の作成

① 提出書類

以下の提出書類を作成し、＜応募受付フォーム＞(3)提出方法 ⑬提出書類へアップロードしてください。

<b>&lt;提出書類&gt;</b>	
以下のリストに沿って書類を準備し、必ず内容確認し提出してください。 必要書類に不足、不備がある場合は不受理とします。	
提出書類名	提出形式
<b>1. 提案書 &lt;研究開発に関する情報&gt;</b>	
1-1. ★提案書（様式第1）	Word
1-2. 助成事業実施計画書	Power Point
<b>2. 添付資料① &lt;研究者に関する情報&gt;</b>	
2-1. e-Rad 応募内容提案書（※）	PDF
2-2. ★主任研究者研究経歴書	PDF
2-3. ★その他の研究費の応募・受入状況	PDF
2-4. 利害関係の確認について	PDF
<b>3. 添付資料② &lt;会社に関する情報&gt;</b>	
3-1. ★直近3年分の決算報告書	PDF
3-2. ★全部事項証明書	PDF
3-3. ★財務項目ファイル（資金調達に関する情報）	Excel
3-4. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	PDF
3-5. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）	PDF
<b>4. その他</b>	
4-1. 提案者用チェックリスト	Excel
(※) 共同提案者も e-Rad への登録は必要となります。登録方法については、「(6) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録」をご参照ください。 ★は共同提案者も提出してください。3-4 は代表提案者がまとめて作成してください。 3-5 は代表提案者のみが対象となります。	



② 提出に必要な書類等のうち、以下の資料は、NEDOホームページの〔公募情報〕の当該事業ページからzipファイル形式でダウンロードすることができます。

ア. フェーズ1用資料

- 1-1. フェーズ1 提案書（様式第1）
- 1-2. フェーズ1 助成事業実施計画書  
(Power Point空白フォームおよびPDF作成要領)
- 2-2. 主任研究者研究経歴書
- 2-3. その他の研究費の応募・受入状況
- 2-4. 利害関係の確認について
- 3-3. フェーズ1用：財務項目ファイル
- 3-4. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- 3-5. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
- 4-1. 提案者用チェックリスト

イ. フェーズ2用資料

- 1-1. フェーズ2 提案書（様式第1）
- 1-2. フェーズ2 助成事業実施計画書  
(Power Point空白フォームおよびPDF作成要領)
- 2-2. 主任研究者研究経歴書
- 2-3. その他の研究費の応募・受入状況
- 2-4. 利害関係の確認について
- 3-3. フェーズ2用：財務項目ファイル
- 3-4. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- 3-5. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
- 4-1. 提案者用チェックリスト

その他の提出資料である「2-1. e-Rad 応募内容提案書」、「3-1. 直近3年分の決算報告書」、「3-2. 全部事項証明書」につきましては、取得した文書をPDFファイルにしてアップロードしてください。なお、ダウンロードしたファイル形式と、提出するファイル形式が異なる場合があるので、①提出書類で指定されたファイル形式で提出してください。

(5)提出にあたっての留意事項

- ① 本提案においては、NEDOの「SBIR制度助成金交付規程」に同意することが提案の要件です。なお、「SBIR制度助成金交付規程」が変更された場合は、最新のものを用います。「SBIR制度助成金交付規程」の詳細につきましては、以下のWebページを参照してください。  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_yoshiki\\_SBIR.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_SBIR.html)
- ② 提案書類は日本語で作成してください。
- ③ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出書類のみを有効とします。
- ④ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください（受付番号の表示は受理完了とは別です）。

- ⑤ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ⑥ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に提出期限直前は混雑する可能性があるため、余裕をもって提出してください。
- ⑦ 共同提案の場合、応募受付フォームは代表提案者がまとめて入力し、共同提案者の提出書類は代表提案者がまとめてアップロードしてください。
- ⑧ 「3. 応募の要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ⑨ 提案書に不備があり、期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ⑩ 受理後であっても応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑪ 無効となった提案書その他の書類は、NEDOにて破棄させていただきます。
- ⑫ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や共同研究先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は以下の「(6)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録」およびe-Radポータルサイトをご確認ください。【参考】e-Radポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

#### (6)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)<sup>(※7)</sup>への申請手続き及びe-Radへの提案書類のNEDOへの提出の2つの手続きが必要となります。これらが行われていない場合、当該提案は受理できませんので、ご注意ください。

- e-Radポータルサイト； <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad利用可能時間帯；平日、休日共に0:00～24:00  
(国民の祝日及び年末年始も、利用可能です。ただし、サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります)
- e-Radヘルプデスク  
電話番号；0570-057-060(フリーダイヤル)  
受付時間；平日9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

#### 【手続きの概略】

以下、①～④の手続きのうち、①～②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③～④の手続きは必要)。

#### ① 所属研究機関の登録

提案に当たって、応募時までには研究者等がe-Radに登録されていることが必要です。研究者等が所属する機関で少なくとも1名のe-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして登録申請をしてください。登録手続きに時間を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※ [研究機関向け「新規登録の方法」] をご覧ください

(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)。

## ② 研究者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

## ③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」のPDFファイルダウンロード

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」のPDFファイルをダウンロードしてください。本PDFファイルはNEDOへの提出書類として必要になります。

## ④ 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから、「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押下できていない場合、e-Rad上での登録が完了しません。

### 【注意事項】

- ① 提出締切日までに、システムの「受付状況一覧画面」の受付状況が、「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」とならない場合には、e-Radのヘルプデスクまで連絡し、その指示に従って、適宜、対応してください。
- ② 複数事業者で提案する場合には、提案者及び全ての共同提案者について、事業者毎に、e-Radへ登録してください（共同研究先については、e-Rad登録は不要）。
- ③ 複数事業者で提案する場合、「応募内容提案書」の作成、提出が必要となるのは、代表提案者のみとなります。共同提案者・共同研究先については、「研究分担者」として、応募内容提案書内に記載してください。

---

### (※7)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research And Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、上記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、上記のヘルプデスクにて受け付けます。

## 6. 秘密の保持

### (1) 提出物の管理

- ① NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ② 採択審査委員には守秘義務がありますが、非公開としたい情報は提案書には記載しないようにしてください。ただし、この場合、採択審査委員の判断材料が不足するために、審査に影響が生じる可能性がありますのでご注意ください。

### (2) 情報の取扱い

- ① 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主任研究員研究経歴書」については、個人情報の保護に関する法律第 22 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ② e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。
- ③ 本事業は、活性化法第 34 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定によって定められた指定補助金等の交付等に関する指針により、指定補助金等の申請データ、採択プロジェクトの概要及び事業の成果等に関する情報について、S B I R 制度の検証・改善、研究開発課題の設定、事業化への接続等に活用するため、関係府省庁等で共有することがあります。本規定により共有された情報については、関係府省庁等で定められた関係規程に基づき取り扱われます。

## 7. 助成先の選定について

### (1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会（事前審査）と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会（本審査）の二段階で審査します。

まず、提出された提案書をもとに、外部有識者による事前書面審査、採択審査委員会（プレゼンテーション審査）を行い提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。

事前審査の一環として、財務状況等のヒアリングや資料の追加等を依頼することがあります。また、採択審査委員会開催の日時およびプレゼンテーションに関する内容等については、対象となる提案者の「連絡責任者」に NEDO から連絡致します。なお、その連絡から審査日までの期間が 1 週間程度となる場合があります。

続いて、採択審査委員会の結果を踏まえ、契約・助成審査委員会では NEDO が定める基準等に基

づき、最終的な実施者を決定します。

助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには、一切応じることができませんのであらかじめご了承ください。

## (2)事前審査の審査基準について

<フェーズ 1、2>

### ① 要件審査

- ・ 政策課題との適合性、研究開発のフェーズの妥当性、事業実施体制の妥当性、経済的基礎の妥当性等の観点から要件面を審査。

### ② 技術審査

- ・ 技術優位性及び新規性、研究開発体制、開発目標の適切性、費用計上の適切性等の観点から課題解決の基となる技術面を審査。

### ③ 事業化審査

- ・ 事業化に向けた課題の妥当性、開発製品の市場適合度、研究計画(課題・解決手段)の妥当性、事業化に向けた資金計画の妥当性等の観点から事業化面を審査。

### ④ その他

採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・ 平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。
- ・ 賃上げを実施することを表明した企業等に対して採択審査段階で加点します。事業度のタイミンングによっては、賃上げの対象年度が前後することは可とします。また、共同提案者を含む提案の場合、加点対象となるのは代表提案者が表明した場合のみとします。

## (3)本審査 (NEDO 契約・助成審査委員会) の審査基準について

以下の基準により、助成先を決定することとします。

### ① 事前審査の結果を踏まえ、提案の内容が次の各号に適合していること。

- ア. 助成事業の目標が、NEDOの意図と合致していること。
- イ. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
- ウ. 助成事業の経済性が優れていること。

### ② 本事業における助成事業者の遂行能力が、以下の各号に適合していること。

- ア. 助成事業を行う人員、体制が整備されている、又は、整備される予定があること。  
(NEDO からの要請に適切に対応できることを含む。)

- イ. 助成事業に必要な設備が整備されている、又は、整備される予定があること。
- ウ. 経営基盤が確立されていること。
- エ. 関連分野の開発等に関する実績を有していること、又は、実績のある学術機関等の共同研究先や協力企業等からの協力が得られること。
- オ. 助成事業の実施に関して、機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

#### (4)採択結果の通知および公表等について

- ① 採択された事業については、NEDO から提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2024年8月上旬を予定しています。
- ② 採択された事業に関しては、提案者名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのウェブサイト公表します。また採択審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイト公表します。
- ③ 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は、事前に担当部までご相談ください。

#### (5)スケジュール

内 容	日 程
公募開始	4月30日(火)
公募説明会	5月13日(月)
公募締切	5月31日(金)正午
事前審査（書面審査）	6月中旬～6月下旬（予定）
代表者面談	6月中旬～7月上旬（予定）
事前審査（プレゼンテーション審査）	7月中旬(予定、対象者のみ)
契約・助成審査委員会	7月下旬(予定)
採択・不採択通知の発出	8月上旬(予定、対象者のみ)

なお、上記スケジュールの公募期間については、状況等により延長する場合があります。公募期間の延長および公募説明会等については、NEDO ホームページにてお知らせします。

本事業の概要説明、公募手続き、提案書の書き方等について公募説明会をオンラインにて開催予定です。

## 8. 対象費用の詳細

助成の対象となる費用は、本事業のためにのみ使用される機械装置等費、労務費、その他経費、間接経費及び共同研究費です。

費目毎の内容は、以下の(1)～(5)とおりです。詳細につきましては2024年度版 課題設定型産業技術開発助成事業 事務処理マニュアルを十分ご確認の上、経費計上を行ってください。

([https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html))

### (1)機械装置等費

#### ① 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事および運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うために必要な経費

なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や期間の目途等を確認の上、場合によっては、修正を求めることがあります。

#### ② 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費

#### ③ 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として、価値を高め、又は、耐久性を増す場合)、修理(主として、現状を回復する場合)に必要な経費

なお、保守費の計上対象は、NEDO 助成事業費で購入し、かつ、当該研究開発に使用するための装置に限ります。また、改造費についてはNEDO 助成事業費で購入した装置等以外も計上対象となりますが、改造部分の取り外しが可能等、改造部分が明確に区別できる場合に限ります。

### (2)労務費

#### ① 研究員費

助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費

#### ② 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記研究員費に含まれるものを除く。)

なお、研究員、補助員の本助成事業で使用する労務費単価は、「時間単位」とします。労務費単価は、原則として、健保等級から、NEDO が定めるルールに基づいて算出します。健保等級適用者以外の労務費単価については、NEDO が別途定めるルールに基づいて算出します。

### (3)その他経費

#### ① 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費

#### ② 旅費

助成事業を実施するため、特に、必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費、学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示してください。

③ 外注費

助成事業の実施に必要な加工、分析、部品／ソフトウェア製作等の、請負外注に係る経費ただし、研究開発要素がある業務は、外注することができません。

④ 諸経費

前述の①～③のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等

(4)間接経費

本事業フェーズ 1 では、事務的経費等の直接経費で計上できない経費を間接経費の対象としています。間接経費は、(1)機械装置等費、(2)労務費、(3)その他経費の合計に、間接経費率 10%を乗じて算出してください。

(5)共同研究費

本事業のうち、共同研究契約等に基づき国内の共同研究先が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、前述の(1)～(4)に定める項目に準じます。

なお、学術機関等における共同研究費については、S B I R制度助成金交付規程第 6 条第 2 項に基づき定額助成します(NEDO が当該共同研究費を各技術開発フェーズの助成率に関わらず 100%負担します)。

ただし、一般財団法人及び一般社団法人等を共同研究先として登録する場合、これらの機関には提案フェーズに応じた助成率が適用されます。

- ① 共同研究を行う場合には、予め交付申請書に記載することが必要です。
- ② 共同研究先の助成対象費用額は、原則として助成対象費用の総額の 50%未満です。
- ③ 共同研究費を計上する場合は、費目別の内訳を提示してください。その際、以下のア.～ウ.にご留意ください。

ア. 助成事業者の従業員が共同研究機関に出向する場合には、当該出向者の労務費は共同研究費の中で計上することはできません。

イ. 学術機関等の共同研究機関が購入する機械設備等の費用は、共同研究費の中で計上することができますが、この場合「共同研究の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約書に挿入してください。

ウ. 共同研究機関で発生する間接経費は(1)機械装置等費、(2)労務費、(3)その他経費の合計に、以下の間接経費率を乗じて算出してください。

事業者の種別	間接経費率
大学・国研等 国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人および地方独立行政法人	30%
上記以外	10%



ただし、学術機関等以外の共同研究機関（一般財団法人及び一般社団法人等）については間接経費を計上することはできません。

- ④ 共同研究契約を締結するに当たり、以下のア.～エ.にご留意ください。
- ア. 共同研究契約書の中に、「“共同研究先機関名”（以下「甲」という。）と株式会社Y（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が助成する“事業名”の一環として、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。」および「本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない」の旨の文言を記載してください。
  - イ. 助成事業者は、共同研究契約締結時に共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究機関から予め積算内訳(支出計画)を入手しておいてください。
  - ウ. 共同研究契約の締結は交付決定日以降とし、契約期間は助成事業期間内とします。
  - エ. 共同研究機関から必ず経費発生調書または決算報告書、収支報告書の提出を求めてください。

## 9. 費用計上における留意事項

### (1)経費計上の留意事項

#### ① 必要理由書

機械装置等製作・購入費、諸経費(外注費、消耗品費等)で 50 万円以上(税込)の物品等を購入する場合又は外注する場合は、必要とする理由を「必要理由書」に記載し、発注前に NEDO に提出してください。また、上述の場合以外でも、NEDO から、同理由書の提出を求める場合があります。

#### ② 機械装置等費

土木・建築工事費は、助成の対象が限定されています。以下の点にご留意ください。

- ア. 特殊な環境を必要としない施設整備は、対象外となります。
- イ. クリーンルームは、必要最小限に限ります。
- ウ. プラントを覆う建物は、対象外(毒物等を取り扱う場合を除く)となります。
- エ. 撤去費の計上は、原則として、認められません。但し、研究開発の実施において、NEDO が必要と認めるものについては、計上を認める場合があります。詳細は、NEDO 担当者にご相談ください。

#### ③ 労務費

「課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル」では、研究員（登録研究員）は、4つに区分されていますが、本事業で労務費を計上する場合には、当該区分のうち時間単価適用者のみ選択できます。

このうち、健保等級適用者は、必要に応じて対象者の「被保険者標準報酬決定（または改定）通知書」の提示または閲覧を求めることがあります。

また、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。

なお、NEDO の判断により、必要に応じ助成先における過年度分の支払実績等を確認、考慮のうえ助成事業開始時等に NEDO による確認を受けた金額を適用することとします。

#### ④ 計上基準

本事業では、労務費以外の計上基準は、支払ベース(実績主義)のみとし、労務費は、検収ベース(発生主義)としています。ただし、共同研究費については、検収ベースで計上することも可能です。

#### ⑤ 月次経理業務

毎月中旬を目途に、前月分までの従事日誌の提出と予算執行状況の報告等を行っていただきます。

### (2)助成事業の事務処理について

#### ① 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDO が提示する「2024 年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル」に準じますが、一部運用が異なる部分があります。本事業では、マニュアルよりも、本公募要領の内容を優先します。

助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】助成事業の手続き

「2024 年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル」

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

#### ② 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではありません。）

## 10. その他の留意事項

### (1)助成金の支払いについて

NEDO は、必要があると認めるときは、助成期間の中途に助成事業の実施に要する経費の一部を助成先に支払います。これを「概算払」といいます。

これに対し、助成期間完了後（確定検査完了後）に手続される最終の経費の支払を「精算払」といいます。

概算払は、原則として、助成事業者の支出実績額等に応じて、年間 4 回実施します。ただし、NEDO が必要と認める場合は、毎月 1 回を限度に、概算払請求を行うことも可能です。

支払い対象は、概算払を行う月の前月末迄の支出実績額分（支払いを完了したもの）に限りとなります。ただし労務費のみ、検収ベースで支払い対象とすることができます。

助成対象額に、助成率を乗じた金額を支払います。詳しくは、NEDO 担当者にご相談ください。

なお、外注先等へ、前渡金で支払いを終えた場合でも、成果物等の検収を終えていない場合については請求の対象とはなりませんので、ご注意ください。

また、概算払を受けるに当たり、発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる証憑類の提示及び必要理由書等の提出を求めます。

## (2)事業期間中の研究開発成果品の取り扱いについて

本事業の目的は、あくまで研究開発を主眼としているため、事業期間中は、その成果品（有形、無形を問わない）を販売することは認められません。したがって、外部機関における技術評価を目的とした成果品の提供であっても、対価を得て提供すること（有償サンプルや有償デモ等）や、成果の一部分を使って収入を得ることは、原則として認められません。

ただし、事業化段階に近いフェーズ2において、実証試験データ取得を目的に、実施計画書に記載されたものに限り、有償サンプルとしての開発品使用は可能です。なお、有償サンプルによる収入がある場合、②の方法で助成対象費用から控除します。

以下の条件に該当するものを対象とします。

### ① 有償サンプルの該当条件

ア. フェーズ2において、実証試験データ取得を目的に使用するもの。

イ. 実施計画書に有償サンプルの内容、期待する開発成果、収入計画等について記載されているもの。

ウ. 実施前に「必要理由書」が提出されているもの。

エ. 助成期間中に納品・受領、請求、検収を確認できるもの。

### ② 助成費用と収入の計上および検査

ア. 収入額は該当する助成対象費用の「月別項目別明細表」にマイナスとして記入します。

イ. 有償サンプル製作に要した登録研究員、研究補助員費も計上を認めます。

ウ. 検査にあたっては、事務処理マニュアル記載の検査書類に加え、有償サンプルの払出表（提供先、価格等を記載したもの）を提示して下さい。

また、有償サンプル提供による実証試験結果のまとめを「実績報告書」へ記載してください。

なお、成果品とは、成果技術、途中成果技術、途中成果品を含みます。

## (3) 追跡調査・評価

事業期間終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がありますので御協力をお願い致します。

追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」を御覧願います

([https://www.nedo.go.jp/introducing/kenkyuu\\_houkoku\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/introducing/kenkyuu_houkoku_index.html))。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査についても、御協力をいただく場合があります。

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業では、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」<sup>(※8)</sup>という。)に関する経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に、活動実績を盛り込んで報告してください。

---

(※8) 「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)は総合科学技術会議ホームページをご参照ください。<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5)本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、S B I R制度助成金交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第4項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、事業化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとします。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行ってください。
- ② 報告の方法は文書によるもの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとします。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

**【発表又は公開する場合の記載例】**

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

**【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】**

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

(6)公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費（本事業における「助成金」を意味する。この項において同じ）の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（2008年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」<sup>(※9)</sup>という。)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名

停止等の措置に関する機構達」（2004年4月1日2004年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」<sup>(※10)</sup>という)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

---

(※9)「不正使用等指針」について；経済産業省ホームページをご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※10)「補助金停止等機構達」について；NEDOホームページをご参照ください。

[https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- ① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- ア. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - イ. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います）。
  - ウ. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ）に対し、NEDO の事業への応募を制限します（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します）。
  - エ. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもア. ～ウ. の措置を講じることがあります。
  - オ. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- ② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## (7)研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という<sup>※11</sup>。）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という<sup>※12</sup>。）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 本事業において不正行為があると認められた場合
- ア. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していた

だくことがあります。

イ. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)

ウ. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

エ. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記ウ.により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

オ. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

③ NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

住 所：〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電 話 番 号：044-520-5131

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

F A X 番 号：044-520-5133

電 子 メ ー ル：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(※11)「研究不正指針」について；経済産業省ホームページをご参照ください

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※12)「研究不正機構達」について；NEDOホームページをご参照ください

[https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)



(8) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」<sup>(※13)</sup>、又は「過度の集中」<sup>(※14)</sup>が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

- ① 他の競争的研究費やその他の研究費の応募・受入状況、所属機関・役職に関する現況について、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。関係府省庁等との間で情報共有する場合にも守秘義務を負っている者のみで共有します。  
共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省または NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

(※13) 「不合理な重複」とは

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※））が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。



- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(※14)「過度の集中」とは

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(9)大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規の交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(10)安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時までに、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本助成事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場

合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

※輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

ア. 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
(Q&A； <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

イ. 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

ウ. 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

エ. 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukari03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukari03.pdf)

オ. 大学・研究機関のためのモデル安全保障輸出管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

#### (11)産業財産権等の届出

助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間、またはその終了後5年間に届出、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

#### (12)事業化状況報告書

事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、事業化状況報告書をNEDOに提出してください。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

#### (13)主任研究者の研究経歴書の記入

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。

#### (14)成果の公表について

助成事業によって得られた成果は、活性化法\*第34条第12項の定めに基づき一般に公表する必要があります。事業終了後、一定期間内に成果の概要をNEDOに提出していただきます。

※活性化法

第34条の12 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、指定補助金等に係る研究開発の成果の概要を内閣総理大臣に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の成果の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。

## (15)取得財産の管理

- ① 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめ NEDO の承認を受ける必要があります。詳細は、「2024 年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル」の「X III. 助成事業終了後の手続等」を参照してください ([https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html))。

助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDO が別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、NEDO の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

- ② NEDO では、処分制限取得財産等を補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に(当該年度を超えない範囲で)行う転用又は貸付けを行う場合、経済産業省通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に準じた取扱いを行います。

詳細は以下 URL を参照してください。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/org\\_daijin\\_kaikei2.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html)

- ③ 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳<sup>(※15)</sup>を適用することが可能です。

---

(※15)圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

## (16) データマネジメント

内閣府の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者でご対応いただくようお願いいたします。NEDOの事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しております。

### ●NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

## (17) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される助成先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

## (18) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

### a. 特許出願の非公開に関する制度

助成事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

<特許出願の非公開に関する制度>

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html)

### b. 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大

きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご注意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

## 11. SBIR制度による支援措置について

本事業は、日本版SBIR制度において、指定補助金等及び特定新技術補助金等の指定を受けている事業です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業等は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記URLをご参照ください。

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/blank-5>

## 12. 問い合わせ先

本事業の内容に関するお問い合わせは、2024年5月20日(月)までに限り、以下の問い合わせ先より原則、E-mailでのみ受け付けます。電話対応をご希望の場合、会社名、お名前、電話番号、問い合わせ内容を記載の上、E-mailにてご連絡ください。事務局より折り返しお電話致します。

[問い合わせ先]

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

SBIR推進プログラム事務局

E-mail : [sbir\\_pfg@nedo.go.jp](mailto:sbir_pfg@nedo.go.jp)